

4月9日(日)は

北海道知事選挙

北海道議会議員選挙

投票時間  
午前7時～午後6時

の投票日です

●投票できる方

- 年齢要件…平成17年4月10日までに生まれた方
- 住所要件…知事選挙：令和4年12月22日までに転入届を提出した方で引き続き町内に住んでいる方  
…道議選挙：令和4年12月30日までに転入届を提出した方で引き続き町内に住んでいる方

●今回の選挙の場合は・・・

- 選挙人名簿に登録されている方が、道内のほかの市町村に転出した場合「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」を提出することで投票できます。
- 投票日前に道外に転出した場合は投票できません。

●投票所入場券（ハガキ）をお送りします（白地に紫色で印字されています）

ハガキ裏面は期日前投票にご活用ください。

○期日前投票（投票日以外の投票）をされる方は、ハガキ裏面に氏名などの必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。

○ご自宅で記入することで、投票所での待ち時間が短縮され、大変便利です。

 <p>投票所入場券</p>		<p>期日前投票をする場合は、氏名・生年月日を記載の上、この選挙管理委員会をご持参ください。</p> <p>期日前投票日：令和4年4月8日 期日前投票時間：午前7時00分～午後6時00分 期日前投票場所：上ノ国町役場 1階 第二会議室</p> <p>期日前投票宣誓書</p> <p>私は、前記に裏面の裏の裏の裏、下記のとおり、期日前投票の権利に該当するに該当すること、選挙権のある区域の外出・旅行・産前・産後、病状、負傷、死産、失踪、失踪宣告等のため期日前投票又は選挙管理委員会に届出をすることを誓います。</p> <p>○仕事、学業、産前産後、冠婚葬祭その他の理由に從事 ○選挙又は選挙のため、投票所のある区域の外出・旅行・産前・産後、病状、負傷、死産、失踪、失踪宣告等のため期日前投票又は選挙管理委員会に届出をすることを誓います。 ○交通機関の故障に起因して ○自居移動のため、本町以外に居住 ○天災又は震災等により投票所に行くことが困難</p> <p>上記は、真実であることを誓います。 令和 年 月 日</p> <p>表面のとおり 期日、大正、昭和、平成 期日、大正、昭和、平成 期日、大正、昭和、平成</p> <p>選挙人名簿に登録されている氏名 期日、大正、昭和、平成 期日、大正、昭和、平成</p> <p>上ノ国町選挙管理委員会</p>
---	--	---

仕事や旅行などの都合で選挙当日に投票できない方は、事前に投票できます。

- 投票できる期間（北海道知事選挙と北海道議会議員選挙では投票できる期間が異なります）
  - ・北海道知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土)
  - ・北海道議会議員選挙 4月1日(土)～4月8日(土)
- 投票できる時間…8時30分～20時（土・日曜日でも投票できます）
- 投票できる場所…上ノ国町役場 1階 第二会議室

出稼ぎや入院などで町内の投票所で投票できない方は、不在者投票ができます。

- ① 出稼ぎや長期出張の方 …… 上ノ国町選挙管理委員会に申請すると、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。郵便にかかる日数を考慮し、早めに申請してください。
- ② 老人ホームや病院に入所・入院されている方 …… 不在者投票の指定施設であれば投票できます。詳しくは、入所・入院されている施設にご確認ください。
- ③ 郵便による不在者投票 …… 身体に重度の障害などがあり一定の要件を満たす方で、投票日に投票所に行けない方は、自宅で投票できます。事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

4/18 告示

上ノ国町議会議員選挙 4月23日(日)投票日

町議会議員選挙の立候補予定者を対象とした説明会を次のとおり開催します。

■日時 3月22日(水)15時00分～ ■場所 上ノ国町役場 2階 研修室

問い合わせ先 上ノ国町選挙管理委員会 ☎0139-55-2311



上ノ国町民憲章（昭和47年8月14日制定）

わたくしたちは、北海道夜明けの地に生きる上ノ国町民であることに誇りをもち、祖先の偉業を受けつぎ、恵まれた大自然を愛し、町民一人ひとりが自覚と責任をもって、調和のある明るい町づくりにつとめます。

1. 健康で明るく、しごとにはげみ、住みよい町をつくりましょう。
2. 生産のくふうにつとめ、力を合わせ、豊かな町をつくりましょう。
3. きまりを守り、環境をととのえ、美しい町をつくりましょう。
4. 自然を愛し、文化を育て、希望にみちた町をつくりましょう。
5. 老人をうやまい、子供の夢をのびし、楽しい町をつくりましょう。

